

○財務省告示第百十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十一年三月十三日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年四月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第三百三十
八回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
会計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項及び第四十七条第一項
三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

五

方募

イ

ロ

六

イ

入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額	・別第II非	別参加者	債市場	行及び国	争入札発	非価格競争	者・別第I	特参加	国債市場	入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額
-------	-------	-------	-------	--------	------	-----	------	------	-------	-------	-----	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

競争入札発行」という。及び
 格競争入札発行」という。及
 後に行われる入札であつた
 務大臣が各限額市場特別参
 にごとに発行（以下、国債市
 による発行（以下、国債市場
 別参加者・第II非価格競争
 発行と

各申込みの応募額を割り当てる。各
 申込みの応募額を順次割り
 当てる。各
 国の債市場特別参加者ごとの
 各申込みの応募額を割り当てる。各
 申込みの応募額を割り当てる。各

額面金額で一兆六千二百五
 うに基づき、発行した利付
 定に基づき、発行した利付
 ついで、発行した利付
 十億、千四百三十万、
 運営に必要の財源を確保す
 たため、公債発行の特例に

ハ

九 八

振 額 最
替 単 位

五 万 円

二 千 五 百 七 十 一 億 四 千 九 百 六 十 万 円

十 十

ロ イ 一

発 行 行 日

平 成 三 十 一 年 三 月 十 三 日

額 三 額 平 成 三 十 一 年 三 月 十 三 日
面 銭 面 金 額 百 円 以 上 の 所 ぞ け の 一 円 二 十 四 銭

十 十

三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市 札 格 競 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 競 I 加 場 行 行 日
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競

年 ○ 一 パ 一 セ ン ト
募 入 決 定 の 通 知 受 け た 者 は
弘 込 金 額 に 加 え 第 二 十 号 に よ
り 算 出 し た 金 額 を 第 十 号 に よ
る 定 算 期 日 に 払 込 する 規

十四	初期利子	十五	第二期以後の利子	十六	償還期限	十七	償還金額	十八	元利支	十九	払場所参加	二十	払込期日
----	------	----	----------	----	------	----	------	----	-----	----	-------	----	------

$$\text{償還金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{83}{365}$$

平成三十一年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{償還金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成三十一年十二月二十日

日本銀行

額面金額百円につき百円

財務大臣から通知を受けた者

平成三十一年三月十三日